

・・・文章中のこのマーク  をダブルクリックして詳しい情報をどうぞ・・・

<税務>

災害を受けたときの雑損控除ってなに？



災害を受けたときは
所得税の控除が
受けられる！

※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2685 担当 金子、岸 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ http://www.3d-m.jp/n_contents/stopform.html からお願いします。

「相続セミナー 税金編」

- ・日時：平成 29 年 8 月 23 日(水) 15:30~17:00
- ・会場：パートナーズ PLAZA ・会費：無料
- ・講師：野澤 和也 (税理士、パートナーズプロジェクト税理士法人)

家族を守るために、今すべき事とは・・・。

米百俵クイズ

バックナンバー

法務・労務・税務Q & A

FMワンポイント通信